

防人歌「常陸国・下野国歌群」の成立

東城 敏毅*

The Formation on “Sakimori Uta of Hitachinokuni and Shimotsukenonokuni”

in Manyoshu

Toshiki TOJO

概要

『万葉集』巻二十収載、天平勝宝七歳防人歌の場の論を追究する時、他の国には見られない特徴を持っている常陸国防人歌は重要な鍵となる歌群と位置づけられる。本稿は、常陸国防人歌の特徴の意味を追究し、前半は、直前の大伴家持長歌「私の拙懐を陳ぶる一首」の難波詠と密接に結びつき、後半は下野国防人歌の冒頭部と密接に結びついていること、また、歌の分析より見出される「常陸国・下野国歌群」は、その背景に家持防人関連長歌があり、家持が歌世界の中で構築した「防人」像を現実の場に求め、身分を越えて和歌という文雅の世界を共有することに一つの理想を見出した結果が見だせることを立証する。

キーワード 万葉集 防人歌 常陸国防人歌 家持防人関連長歌

* 香川高等専門学校詫間キャンパス 一般教育科

防人歌「常陸国・下野国歌群」の成立

東城 敏毅

はじめに

『万葉集』巻二十収載、天平勝宝七歳「防人歌」の場に関する論の出発点となった吉野裕『防人歌の基礎構造』は、各国の「防人歌」に見られる歌の類同は民謡的な流布や先行する歌の模倣ではなく、各国それぞれが座を同じくする一つの集团的詠歌の結果であり、一国の歌の場が、防人遠征軍への入隊宣誓のような性格を持った官公的言立的性格から私的抒情へと展開するさまを想定した¹⁾。この場の論は、現在ではほぼ基本的な考え方になっている。しかし、吉野説が一国の防人歌を同一の作歌場所としたのに対しては多くの批判があり、現在ではその論は「出郷時」「旅の途次」「難波津」という三つの場を想定する論として展開している²⁾。

この場の論を追究する時、常陸国防人歌は重要な鍵となる歌群と位置づけられる。なぜなら、常陸国防人歌は他の国には見られない特徴を持っており、防人歌群中において特異な存在となっているからである。従来から指摘されているそれらの特徴をまとめると以下の三点になる。

- ① 防人歌はおおむね階級序列にしたがい、身分順に配列されていると考えられるが、常陸国はその原則からははずれている。
- ② 三人の防人がそれぞれ一人二首ずつ歌を詠んでおり、これは他の国に例がない。
- ③ 防人歌全体を通じ、唯一の長歌を含む。

本稿は、これら三点の特徴の意味を追究し、いまだ十分に解明されていない常陸国防人歌を統一的な歌群として捉え直す試みである。

一 常陸国防人歌の配列

防人歌の作者名表記を分析すると、防人歌の配列には以下の二種類があったと推定できる³⁾。

- ア 国造丁（国造）〈かみ・長〉―助丁（すけ・副）―主帳丁（帳丁・主帳）（庶務會計）―火長（兵士十人の長）―郡上丁（郡の防人集団内部の長）
 イ 上丁―（かみ・長）―助丁（すけ・副）―主帳（庶務會計）―火長（兵士十人の長）―郡上丁（郡の防人集団内部の長）

この配列は、岸俊男が指摘するように、防人歌がおおむね階級序列にしたがい、身分順に配列されていることを示しているが、常陸国のみア・イの原則からはずれている。

常陸国防人歌は以下のようにある。

- 難波津にみ船下る 据多八十梶貫き今は漕ぎぬと妹に告げこそ
 防人に発たむ騒ぎに家の妹が業るべきことを言はず来ぬかも
 右の二首、茨城郡の若舎人部放広足 (四三六三)
 おしてるや灘波の津ゆり船装ひ我は漕ぎぬと妹に告ぎこそ
 常陸さし行かむ雁もが我が恋を記して付けて妹に知らせむ
 右の二首、信太郡の物部道足 (四三六四)
 我が面の忘れもしたは筑波嶺を振り放け見つつ妹は惚はね
 右の二首、茨城郡の占部小童 (四三六七)
 久慈川は幸くあり待て潮船にま梶し貫き我は帰り来む
 右の二首、久慈郡の丸子部佐壯 (四三六八)
 筑波嶺のさ百合の花の夜床にもかなしけ妹そ昼もかなしけ
 霰降り鹿島の神を祈りつつ皇御軍士に我は来にしを
 右の二首、那賀郡の上丁大舎人部千文 (四三六九)
 右の二首、那賀郡の上丁大舎人部千文 (四三七〇)

橘の下吹く風のかぐはしき筑波の山を恋ひずあらめかも (四三七二)

右の一首、助丁占部広方

足柄の み坂賜り 顧みず 我は越え行く 荒し男も 立しやはばかる 不破の関 越えて我は行く 馬の爪 筑紫の崎に 留まり居て 我は斎はむ 諸は 幸くと申す 帰り来までに (四三七二)

右の一首、倭文部可良麻呂

二月十四日に常陸国の部領防人使大目正七位上息長真人国島が進る歌の数十七首。ただし拙劣の歌は取り載せず

この左注に示されている作者名表記から考えられることは、常陸国防人歌は他の国と逆の配列になっているのではないか、ということである。つまり、逆から示すと、

郡名・役職名なし — 助丁 — 那賀郡上丁 — 郡

という身分順が見出せるのである。防人歌においては、国の中で役職に就く身分の者は、例えば、「国造丁下部使主三申」（上総国）、「助丁丈部造人麻呂」（相模国）、「上丁有度部牛麻呂」（駿河国）、「火長今奉部与曾布」（下野国）などのように、郡名を示さない傾向にある。「郡名・役職名なし」の「倭文部可良麻呂」は、役職に就く「助丁占部広方」とともに郡名を示さない表記を持っており、したがって、アの「国造丁」、イの「上丁」と同等の身分を示している可能性がある。なぜ役職名が示されない表記になっているのかは不明であるが、最後の三名は、アの「国造丁 — 助丁 — 郡上丁」、イの「上丁 — 助丁 — 郡上丁」の三役に準ずるものと考えていいだろう。

では、なぜこのように他の防人歌には見られない逆の配列になっているのか、なぜ常陸国のみ原則からはずれた配列になっているのか、この点をさらに追究することとする。

二 防人の使命感を詠む歌

常陸国は後から序列に従って配列されている可能性があるが、その序列の高い四三七〇・四三七一・四三七二から眺めていくと、これらの歌は、三首中二首が防人の使命感を詠んだ歌として位置づけられる。四三七〇はその典型であり、また長歌四三七二も「顧みず 我は越え行く 荒し男も 立しやはばかる 不破の関 越えて我は行く」と歌い上げる。同じ発想の歌が詠まれる背景には、歌の場が大きく関与していることが考えられる。

常陸国で身分の高い者が防人の使命感を詠んでいるのは、吉野説の「官公的言立の性格」に当てはまると考えられるが、吉野説の根拠となったのは「大君の命かしこみ」の句を含む歌である。防人歌における「大君の命かしこみ」（またはそれに類する句）を含む歌は、以下の七首が挙げられる。

恐きや命被り明日ゆりや草がむた寝む妹なしにして (四三二一・遠江国)

大君の命恐み磯に触り海原渡る父母を置きて (四三二八・相模国)

大君の命恐み出で来れば我取り付きて言ひし児なほも (四三三八・上総国)

大君の命にされば父母を斎瓮と置きて参る出来にしを (四三九三・下総国)

大君の命恐み弓のみたさ寝か渡らむ長けこの夜を (四三九四・下総国)

大君の命恐み青雲のとのびく山を越よて来ぬかむ (四四〇三・信濃国)

大君の命恐み愛しけ真子が手離り島伝ひ行く (四四一四・武蔵国)

身崎寿は「一首全体が言立的言辞に終始しているわけではなく、つねにそれと対置するように、『妹なしにして』とか『父母を置きて』とかいう悲別的な言辞がおかれ、(中略)むしろ悲別歌的・羈旅発思的傾向こそ防人歌の本来的な属性なのだ」と反論しているが、吉野説に対する反論にはこの句を受ける下句が私的な抒情に流れている点を強調し、その公的「言立て」の性格を否定する論が多い。

しかし、『万葉集』における「大君の命かしこみ」全二十八首を検討すると、例えば以下のようになる。

大君の 命恐み にきびにし 家を置き こもりくの 泊瀬の川に 船浮け

て 我が行く川の 川隈の 八十隈落ちず 万度 かへり見しつづ 玉梓の
道行き暮らし あをによし 奈良の京の 佐保川に い行き至りて 我が寝
たる 衣の上ゆ 朝月夜 さやかに見れば たへのほに 夜の霜降り 石床
と 川の氷凝り 寒き夜を 息むことなく 通ひつづ 造れる家に 千代ま
でに いませ大君よ 我も通はむ (1・七九)

〔前略〕大君の命恐み 夕されば 鶴が妻呼ぶ 難波湯 三津の崎より 大船
に ま握しじ貫き 白波の 高き荒海を 島伝ひ い別れ行かば 留まれる
我は幣引き 齋ひつづ 君をば遣らむ はや帰りませ (8・一四五三)

〔前略〕大君の任のまにまに(或本に云ふ、「大君の命恐み」)鄙離る 国治
めにと 群鳥の 朝立ち去なば 後れたる 我か恋ひむな 旅なれば 君か
惚はむ(後略) (13・三二九二)

〔前略〕大君の 命恐み 食す国の 事取り持ちて 若草の 足結たづくり
群鳥の 朝立ち去なば 後れたる 我や悲しき 旅に行く 君かも恋惚ひむ
(中略)礪並山 手向けの神に 幣奉り 我が乞ひ禱まく はしけやし 君が
ただかを ま幸くも ありたもとほり(後略) (17・四〇〇八)

これらの例から、防人歌以外も「大君の命かしこみ」は官命による旅の状況と結
びついて用いられた語句であり、また波線部で示したように、防人歌と同様、その
官命のために犠牲とせざるをえなくなつたもの、後に残つた者の悲嘆の心情なども
一緒に詠み込まれていることが分かる。特に相模国の四三二八と七九との間には、
短歌と長歌との相違はあるが、表現の型には共通するものがある。渡瀬昌忠はこの
二首の対応関係を以下のように説明している。

「大君の命恐み」と歌い始め、自分の意志に反して、自分の大事に思うものを
あとに残して行くことを「にきびにし家を置き」「父母を置きて」と表現し、
船による歌い手の苦しい道行きを、前者は(七九―東城注)「泊瀬の川に 船
浮けてわが行く」と言い「川隈の八十隈落ちず」「かへり見しつづ」「道行
き暮らし」「佐保川にい行き至りて」などと詳述したのに対して、後者(ウ

―東城注)は「磯に触り海原渡る」と簡潔に述べる。「大君の命恐み」二十
八例中、これほどの表現の類似は、他に例を見ない。

したがって防人歌における例は「王命を遂行するために止むを得ず犠牲にした私
情への回帰を主題とする官人歌と同様のありかたを示しながら、短歌形式に歌われ
たもの」と結論づけられる。

防人歌の中で、このような防人の使命感を詠んだ歌は、四三七〇(常陸国)、四
三七二(常陸国)、四三七三(下野国)、四三七四(下野国)の四首のみと認定し
てよい。問題とするべきはこれら四首のうち二首が現在問題にしている常陸国防人
歌に収載されており、残り二首が下野国にまとめて収載されているという事実であ
る。

そこで、続いて、

(1) なぜ常陸国・下野国にのみ現れるのか。

(2) その発想の基盤はどこにあるのか。

この二点の疑問点を提示し、それを解決する方法を模索していく必要がある。

三 「常陸国・下野国歌群」の成立

疑問点(1)(2)を考察する上で考えてみなければならないのが、二国共同
の歌の問題である。実は、この防人としての使命感を詠む歌が収載されてい
るのは、常陸国以外では、下野国の二首のみであり、この二国は同日二月十四日に家
持に進上されていることが分かる。そのことも一つの根拠として、二国が共同の歌
の場を持つたのではないかとする説が存在する。

林田正雄は、「うたげの座は、常陸と下野の防人軍団が到着後に兵部省の役人の
検閲を受け、その後、常陸と下野の防人合同の直会(たゝひ)の場であつたと想定する」とし
ているが、これは常陸国の配列や他の国には見られない特徴を考へる上で非常に重
要な指摘となる。現在の防人歌の論においては、一国の中においてのみ歌の場

が議論されており、二国共同の場の視点こそは、従来の「防人歌」の考察において欠けていた重要な視点といえる。例えば、南信一は、詠歌の場を「出郷時」「旅の途次」「難波津」の三つの場に分け、「防人歌」をそれぞれこの三つに分類した。また身崎寿や金子武雄も多少異なるものの、同じく「防人歌」を三分類している。これらの説は現在ほぼ通説になっている感があり、確かに重要な視点ではあるが、歌の内容から実際の場を想定することははたして可能なであろうか。林田正男も指摘するように「この分類の判断は個人の主観も入っているので、必ずしも客観性を持つとは言えず」「場と時点を異論なく定めることは困難」であろう。⁽¹⁰⁾

以前私も駿河国・上総国防人歌を考察し、以下のような対応関係を見出した。

駿河国	上総国
四三三七 父母	四三四七 父の歌
四三三八 母	四三四八 母
四三三九 国巡る 行き巡り	四三四九 百限の道 八十島過ぎて
四三四〇 父母 齋ひて待たね	四三五〇 我は齋はむ 帰り来までに
取りて来までに	
四三四一 父	四三五一 妹
四三四二 母	四三五二 君
四三四三 子 我妻 家	四三五三 我妹子 家
四三四四 父母 忘れせぬかも	四三五四 妹 忘れせぬかも
四三四五 駿河嶺 二人我が見し	四三五五 難波潟 外にのみ見てや
四三四六 父母 頭かき撫で 忘れせぬかも	四三五六 母 袖もと撫でて 忘れえぬかも

南信一・身崎壽・金子武雄は、駿河国や上総国の歌のほとんどを、出郷時や旅の途次での作であるとしているが、では、そのような「国の歌がなぜこのような整

然とした対応関係を示すのだろうか。考えられる結論は、これら二国は同一の場で詠まれた歌群なのではないか、ということである。そしてその二国が、同一の場を設けることができるのは難波津と考えていいのではないか。このように結論つけるならば、難波津の場こそが、実はこれらの歌が生み出されてきた実際の場であったといえるわけである。

そこで、以下、林田説を補強・発展させつつ、常陸国・下野国の二国を分析してみることにする。まず先ほどの防人としての使命感を詠む歌を分析すると、以下のようになる。

霰降り鹿島の神を祈りつつ皇御軍士にわれは来にしを (常陸国・四三七〇)

橘の 下吹く風のかぐはしき筑波の山を恋ひずあらめかも (常陸国・四三七二)

足柄の み坂賜り 顧みず あれは越えいく 荒し男も 立しやはばかる

不滅の関 越えてわは行く 馬の爪 筑紫の崎に 留まり居て あれは齋はむ

む 諸は幸くと申す 帰り来までに (常陸国・四三七二)

今日よりは顧みなくて大君の醜のみ楯と出で立つわれは (下野国・四三七三)

天地の神を祈りてさつ矢貫き筑紫の島をさして行くわれは (下野国・四三七四)

松の木の 並たる見れば家人のわれを見送ると立たりしもころ

(下野国・四三七五)

身分の高い者の歌である四三七〇・四三七二・四三七三の常陸国後半部と下野国の冒頭三首は密接な対応関係が見出せる。四三七〇が「鹿島の神を祈りつつ」と詠むのに対して、下野国四三七四は「天地の神を祈りて」と対応させる。長歌四三七二のいわゆる「言立て」的「顧みず我は越えいく」は、下野国冒頭の「顧みなくて大君の醜のみ楯と出で立つ我は」と対応していく。また四三七二「橘の下吹く風の」は下野国四三七五「松の木のみ並みたる見れば」と対応し、木々の描写によって故郷や故郷の人々を恋慕う内容で結びつく。これら下野国の冒頭三首は郡名が記されず、「火長」という国の中での役職を示す者が並んでいることが確認できる。

このように考えるならば、「防人としての使命感」を詠む歌は常陸国、ならびに

下野国の身分の高い、役職に就く者が対応させながら歌を応答していることが確認できる。またこれらの歌には孤的・単数的な意味合いを持つ一人称代名詞「あれ」ではなく、太線部で示したように「われは来にしを」「越えてわは行く」「出で立つわれは」「さして行くわれは」「われを見送ると」などのように、集団的・複数的な意味合いを持つ「われ」（われわれ）が多用されており、そのような意味でも国々を代表する歌と考えられることにも留意したい。

さらに四三七二の長歌に「足柄のみ坂」「不破関」の両者が詠み込まれる背景には、この二国共同の歌の場での影響があると考えられる。足柄は、常陸国と同じ東海道に属し、不破関は下野国と同じ東山道に属するからである。確かに、東海道・東山道の実際の交通は厳密には区別されていなかった可能性があるが、長歌として詠み込まれる背景には、足柄は東海道、不破関は東山道という意識が強かったのではないだろうか。そのような意味でもこの長歌は二国を代表する歌であったと結論づけられ、先ほどの林田説が妥当性を持つこととなり、また遠藤宏が「『肩書き無し』が最後に置かれているのは、この歌が、儀礼歌であること、公的な歌であることとに依ろう」とする説とも関わり合う。

またそれ以外にも以下のように多くの対応関係がこの二国間には見いだされる。

常陸国

下野国

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 四三六三 今は漕ぎぬと妹に告げこそ | 四三七九 別れなばいとすべなみ |
| 四三六四 業るべきことを言はず来ぬかも | 四三七六 言申さずて今ぞ悔しけ |
| 四三六五 船装ひ我は漕ぎぬと | 四三八〇 難波津を漕ぎ出て見れば |
| 四三六六 我が恋を記して付けて | 四三八三 船装ひ立し出も時に |
| | 四三八四 みづらの中に合へ巻かまくも |

本稿では、おおまかな概観を示すにとどめるが、「常陸国・下野国歌群」と言い

得るようなある程度のみとまり、類似性が見出せることを指摘しておきたい。⁽¹⁴⁾

このような二国共同の場があったことを考えるならば、先ほどの疑問点(1)「なぜ常陸国・下野国にのみ防人の使命感を詠んだ歌が現れるのか」という疑問は解決されることとなるが、実はこの発想自体が防人歌では、特異な発想だったわけである。したがって、続いて疑問点(2)「その発想の基盤はどこにあるのか」、この点をさらに追究していくこととする。

四 「常陸国・下野国歌群」の発想基盤

まず先述した「顧みず」「顧みなくて」という語句に注目したい。この発想こそ、防人の使命感を端的に示す語句と考えられるが、「大君の命かしこみ」で考察した、下句における私的な抒情、官命のために犠牲とせざるをえなくなったもの、そのことを「顧みず」と歌う発想こそ新たな視点だったわけである。

『万葉集』における「顧みず」の用例は集中五首にしかなく、そのうち二首が「常陸国・下野国歌群」に見出された。残り三首中の二首、四〇九四・四三三二は、ともに大伴家持によって詠まれており、とくに、四三三一「防人が悲別の心を追ひて痛み作る歌一首」に詠まれていることは改めて注目されなければならない。四三三一は以下のようにある。

防人が悲別の心を追ひて痛み作る歌一首并短歌

大君の 遠の朝廷と	しらぬひ	筑紫の国は	敵守る	おさへの城そと	聞
こし食す	四方の国には	人さばに	満ちてはあれど	鶏が鳴く	東男は
向かひ	顧みせず	勇みたる	猛き軍士と	ねぎたまひ	任けのまにまに
たちぬの	母が目離れて	若草の	妻をもまかず	あらたまの	月日数みつ
葦が散る	難波の三津に	大船に	ま權しじ貫き	朝なぎに	水手整へ
梶引き折り	率いて	漕ぎ行く君は	波の間を	い行きさぐくみ	ま幸くも
く至りて	大君の	命のまにま	ますらをの	心を持ちて	あり巡り
					事し終は

らば 障まはず 帰り来ませと 斎瓮を 床辺に据ゑて 白たへの 袖折り返し
ぬばたまの 黒髪敷きて 長き日を 待ちかも恋ひむ 愛しき妻らは

（大伴家持、20・四三三二）

そして、この長歌にも「勇みたる 猛き軍士と ねぎたまひ 任けのまにまに」
「大君の 命のまにま ますらをの 心を持ちて」などと防人の使命感が詠み込ま
れているのである。

この長歌には、諸注釈をはじめ、小野寛・村瀬憲夫など多くの諸氏によって古歌
の成句をかなり流用していることが、すでに指摘されており、また松田聡は、特
に憶良「好去好来歌」や人麻呂「石中死人歌」の両者の構造・様式を複合して成り
立っているものとし、勇猛な防人像は、こうした様式の複合から導かれたものであ
ると結論づけている¹⁶。そして、これらの成句と類似の表現、類似の発想が常陸国・
下野国防人歌にも存在する。例えば「猛き軍士と」「ま権しじ貫き」「障まはず帰
り来ませと」は常陸国と類似の表現であり、「大君の命のまにま」は下野国と、「筑
紫の国は」「難波の三津に」は常陸・下野国両者に対応していく表現である。そも
そも常陸国の四三六五「おしてるや難波の津ゆり」という枕詞の使用は、東国人の
発想としては自然なものとは言えないだろう。

さて、この長歌に対して市瀬雅之は以下のように結論づけている。

家持が二月八日に詠出した「防人」は、難波に集結した防人でもなく、蒐集さ
れた歌の中に見出された防人でもない。家持自身がモチーフとして形象した
「防人」像であった。それは「ますらををである防人」像にはじまり、「悲
別の情を抱えた防人」像へと変容しながら、歌世界の中に構築された「防人」
像であった¹⁷。

実はこの家持の理想像が投影されたのが、常陸国・下野国に見られる歌のありよ
うなのではないだろうか。つまり、家持は常陸国・下野国防人歌に関与したので
はないか。家持の長歌ならびに常陸国・下野国防人歌に特徴的な「顧みず」とい
う「ますらを」的発想も、それを間接的に立証する。

従来、例えば、伊藤博「釋注」が「家持の詠作のことごとくが何らかの形で防人
歌からの刺激によって生み出された¹⁸」とするように、防人歌から家持防人関連歌
への影響は多く論じられているが、家持歌から防人歌への影響はほとんど論じられ
ていない。それは、防人歌が出郷時や旅の途次での歌を詠み込んでおり、その歌の
内容の場が実際の詠歌の場と認識されていたためである。しかし、先述した「駿河
国・上総国歌群」や「常陸国・下野国歌群」の対応関係を鑑みるならば、歌の内容
上の場は確かに出郷時や旅の途次での歌かもしれないが、実際の歌の場は難波津だ
と考えられる歌群もあつたことが分かる。

したがって、本稿では、疑問点（2）の発想の基盤は大伴家持にあり、防人歌
「常陸国・下野国歌群」は、大伴家持が歌世界の中で構築した「防人」像に基づい
て形成されている可能性がある、とまずは結論付けたい。

五 家持防人関連長歌との関係

最後にこの視点を広げ、さらに「常陸国・下野国歌群」を追究してみたい。

常陸国の冒頭四首は四三六三が「難波津」「今は漕ぎぬと」「妹に告げこそ」と詠
むのに対し、四三六五は「難波の津」「我は漕ぎぬと」「妹に告げこそ」と対応させ
ている。また四三六四では、十分に別れの言葉が発せられなかったことの後悔の念
を詠むのに対し、四三六六ではその思いを、蘇武の雁信の故事によって、「恋を記
して付けて」雁に託そうと詠むことで対応させていることが分かる。つまり、これ
ら四首は同一の場において、順次前歌に合わせて詠まれていったことを示すと考え
られる。そして、これらは難波津の景を詠み込んでいる歌が配列されており、それ
と対応するかのよう¹⁹に、下野国防人歌には難波津での景を詠み込む歌が後半に並ん
でくる。そして下野国防人歌においても四三七六が、

旅行に行く²⁰と知らず母父に言申さず今ぞ悔しき

と十分に別れの言葉が発せられなかった後悔の念を詠むのに対し、四三七七が、

母刀自も玉にもがもや戴きてみづらの中に合へ巻かまくも

と「みづらの中に合へ巻」いて寄り添っていたいと詠むことで対応させている。

この配列と大伴家持防人関連歌との関係を考えてみると、常陸国防人歌の直前には、家持の四三六〇「私の拙懐を陳ぶる一首」が収載されていることが分かる。この長歌自体は、防人と直接関係を持たないという点において特異であり、難波離宮を讃美するという点において、宮廷讃歌と称せるものである。この長歌の構想に関して、松田聡は以下のように述べている。

拙懐歌制作の背景には、歌を媒介として君臣が交流する文雅の宴に列席することを望みながらも、それが実現しないということに対する家持の鬱屈を読み取るべきなのであり、

恐らく家持は、身分を越えて和歌という文雅の世界を共有すること自体に一つの理想を見出していたのである。

このような家持の意識を反映させた場として「常陸国・下野国歌群」があったのではないだろうか。このように考えるならば、この「私の拙懐を陳ぶる一首」の直後に配列されている常陸国冒頭の難波詠は、それを意識した配列になっていることが理解されるのである。一人が二首歌を詠むという特異性は、宴の場を端的に示していると考えられるが、難波詠が冒頭におかれる意義は、直前の家持長歌にあった可能性があるわけである。

このように見てくると、「常陸国・下野国歌群」は、これら二つの家持長歌を背景とした一つの試みであったことが理解されてくる。その流れを防人歌に位置づけると以下のようになる。

二月八日に詠まれた家持最初の防人関連長歌「防人が悲別の心を追ひて痛み作る歌一首」に見られる「防人」像を防人歌に反映させるには、二月十四日の常陸国・下野国を待たなければならなかった。二月九日に駿河国・上総国が進上されているので、この二国には家持長歌の影響が考えられてもよいのだが、駿河国の左注には、二月七日に、駿河国の防人部領使守従五位下布勢朝臣人主の、実に進るは九日、

歌の数二十首。ただし拙劣の歌は取り載せず。

とある。ここに「二月七日に」「実に進るは九日」とあることに注目したい。なぜわざわざこのような記述をしたのか、それは上総国の九日と関連があることを示しており、先述したように二国が同時に、また一緒に進上されたことを端的に示している。また「二月七日」という記述は、これら二国共同の場が二月七日にはずでもたれていたであろうことを示唆するものであり、やはり、家持が歌世界の中で構築した「防人」像を示しうる防人歌は常陸国・下野国が最初ということになる。

この家持長歌から防人歌へ、という発想自体を結論付けるためには、当然まだまだ細かい分析・立証がなされなくてはならないが、本稿は大きな枠組みを示し、その可能性を示唆することに主眼を置いた。

おわりに

常陸国防人歌の前半は、直前の大伴家持長歌「私の拙懐を陳ぶる一首」の難波詠と密接に結びつき、後半は下野国防人歌の冒頭部と密接に結びついている。その後半との結びつきの接点になっているのが、防人歌唯一の長歌の意義であった。これらの結びつきを明確化する必要上、常陸国防人歌は防人歌の原則からはずれた配列を持っていたのである。

そして、そこから見出された「常陸国・下野国歌群」は、その背景に家持防人関連長歌「防人が悲別の心を追ひて痛み作る歌一首」があり、家持が歌世界の中で構築した「防人」像を現実の場に求め、身分を越えて和歌という文雅の世界を共有することに一つの理想を見出した結果が確認できた。

以上のように「常陸国・下野国歌群」は、二つの家持防人関連長歌を背景として成立している歌群であったと結論づけられるのである。

注

- (1) 吉野裕『防人歌の基礎講造』（伊藤書店、一九四三年八月。本稿では筑摩書房、一九八四年一月に拠る）
- (2) 例えば、南信一「駿河国防人歌」『萬葉集駿遠豆 論考と評釈』（風間所房、一九六九年十一月）、身崎寿「防人歌試論」（『萬葉』八十二号、一九七三年十月）、金子武雄「東国防人等にとつてのその歌」『万葉 防人の歌』（公論社、一九七六年六月）など参照。
- (3) 防人歌作者名表記に関しては、岸俊男のアの説が現在ほぼ通説となつてい（『防人考—東国と西国—』『万葉集大成特殊研究篇』平凡社・一九五五年三月）。ただし、岸説では例外とされていた駿河国や武蔵国の冒頭におかれる「上丁」はイのように考えると合理的に説明できる。また「郡上丁」に關しては、「一般防人兵士」とする説が通説だが、「郡上丁」は各郡内では一名のみであり、これは「郡の上」、すなわち、その郡の防人集団内部の「かみ・長」を意味すると捉えるべきである（拙稿「防人歌作者名表記の方法—進上歌数との関連から—」『古典と民俗学論集—桜井満先生追悼—』おうふう、一九九七年二月）。
- (4) 身崎寿、注(2)に同じ。
- (5) 渡瀬昌忠「新・万葉一枝（十七）—防人歌の『大君の命恐み』—」（『水甕』第九十五巻五号、二〇〇八年五月）、のち『渡瀬昌忠著作集 補卷一 万葉記紀新考』（おうふう、二〇二二年十月）
- (6) 林慶花『『大君の命かしこみ』考—防人歌の分析を中心に—』（『国語と国文学』第七十八巻七号、二〇〇二年七月）
- (7) 林田正男「防人歌の人と場」『万葉防人歌の諸相』（新典社、一九八五年五月）
- (8) 注(2)参照。
- (9) 注(7)に同じ。
- (10) 拙稿「防人歌『駿河国・上総国歌群』の成立—『進上歌数』との関連から—」（『美夫君志』第六十八号、二〇〇四年三月）
- (11) 南信一・身崎寿・金子武雄三者ともが難波津での作とするものは、四三四九・四三三五の二首のみである（注2参照）。
- (12) 拙稿『万葉集』における『あれ』と『われ』—『孤的』意識と集団意識の表出—（『実践国文学』第五十五号、一九九九年三月）参照。
- (13) 遠藤宏「防人—その歌の場—」（『萬葉集講座』第六卷、有精堂、一九七二年十二月）
- (14) 下野国四三三七六は、駿河国四三三七「水鳥のたちの急ぎに父母に物言はず来にて今ぞ悔しき」とほとんど同じ歌であり、渡瀬昌忠は、四三三七六は駿河国防人歌を受けて作られた可能性を指摘している（『新・万葉一枝（四）—水鳥の発ちの急ぎに—』『水甕』第九十四号四号、二〇〇七年四月）。その場合、歌の場は難波津が想定されるが、下野国防人歌に駿河国防人歌の影響が見られることもまた事実である。
- (15) 多くの注釈書に指摘があるが、例えば小野寛「防人との出会い—防人の心情を陳べる長歌三作—」（『上代文学会編万葉夏季大学第十四集』家持を考える一九八八年八月）、村瀬憲夫「大伴家持の『防人歌』」（『近畿大学文学部論集』『文学・芸術・文化』第二巻第二号、一九九〇年十二月）など参照。
- (16) 松田聡「防人関係長歌の成立」（『国文学研究』第百十四集、一九九四年十月）
- (17) 市瀬雅之「防人の心を詠む歌」（『セミナー—万葉の歌人と作品』第九巻、和泉書院・二〇〇三年七月）
- (18) 伊藤博『萬葉集釋注十』（集英社・一九九八年十二月）四三三二〜四三三六の注。
- (19) 渡瀬昌忠は、万葉集の編纂に働いた地理的配列の根幹にあるものは「反時計回り」の方角順であり、『風土記』の郡名配列も大体においてこの「反時計

- 計回り」の方角順であることを指摘した（「人麻呂歌集略体歌の地理的配列―時計回り方角順と〈東―西〉〈南―北〉の対比」『実践国文学』第五十一号、一九九九年三月）。下野国防人歌の郡名の配列も大体において「反時計回り」となっており、歌の内容からだけでは把握できない配列意識があったことも確かである（拙稿「下野国防人歌における配列方法と歌の場」『上代文学研究論集』第二輯、二〇一二年四月）
- (20) 松田聡「拙懐歌の論―帰京後の論―」（『国文学研究』百二十五集、一九九八年六月）
- (21) 松田聡「防人歌の蒐集と家持」（『古代研究』第三十号、一九九七年一月）
- (22) 山崎健司は「Bの直後（「陳私拙懐一首」―東城注、十四日に進上された常陸の防人歌の冒頭に難波津を詠む歌が配列されているのは、かかる歌群としての表現効果を念頭におくことを明確に示している」と述べ（「防人歌群の編纂と家持―防人関連歌形成の契機―」（熊本県立大学日本語日本文学会国文研究」第四十八号、二〇〇三年一月）、また阿部りかも「常陸国防人歌が長歌□（「陳私拙懐一首」―東城注）に続くのは、長歌□の難波詠と常陸国防人冒頭歌が、切り離せない関係にあったためと推測される」と述べているが（「天平勝宝七歳の常陸国防人歌」『萬葉研究』第二十号、二〇〇四年二月）、本稿の結論は、これらの結論とも結びつく。